

## 障害者選考試験（裁判所事務官）受験案内

この選考試験の①受験の申込みの受付，②第1次選考，③第2次選考は，いずれも勤務を希望する採用予定庁を管轄する高等裁判所で実施します（勤務を希望する採用予定庁が最高裁判所の場合には，東京高等裁判所で実施します。）。

### 第1 試験の日程

受験申込受付期間	2019年5月7日（火）～5月24日（金）		
第1次選考日	7月28日（日）	10時10分	着席
		10時20分	試験問題配布
		10時30分	試験開始
		14時35分	試験終了
第1次選考通過者発表日	8月16日（金）		
第2次選考日	8月27日（火）～8月30日（金）		
合格者発表日	9月27日（金）		

### 第2 受験資格

次の要件1及び2を満たす者

1 次に掲げる手帳等の交付を受けている者

※ 下記の手帳等は受験申込日及び受験日当日において有効であることが必要です。

(1) 身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。），産業医若しくは健康管理医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（心臓，じん臓，呼吸器，ぼうこう若しくは直腸，小腸，ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については，指定医によるものに限る。）

(2) 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所，知的障害者更生相談所，精神保健福祉センター，精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書

(3) 精神障害者保健福祉手帳

2 1960（昭和35）年4月2日以降に生まれた者（2019（平成31）年4月1日に

において、学校教育法に定める義務教育を終了した日から起算して3年以上の者に限る。)

ただし、次のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
  - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
  - 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
  - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 等

(注) 精神障害者保健福祉手帳には有効期限があります。有効期限の更新手続には時間を要しますので、御注意ください。

### 第3 試験種目・試験の方法

選考段階	試験種目	内容・出題分野・出題数	解答時間
第1次 選考	基礎能力 試験 (多肢選 択式)	公務員として必要な基礎的な能力(知能及び知識)についての筆記試験 知能分野 15題 文章理解, 課題処理, 数的処理, 資料解釈 知識分野 15題 自然科学, 人文科学, 社会科学	1時間30分
	作文試験	文章による表現力, 課題に対する理解力などについての筆記試験 1題	50分
第2次 選考	人物試験	資質, 能力などについての個別面接	

(注) ●作文試験は基礎能力試験において一定以上の成績を得ている者を対象に評価した上で、第1次選考通過者決定に反映します。

●第1次選考通過者の決定方法の詳細については、ウェブサイトを御覧ください。

#### 第4 採用予定庁、採用予定人員及び試験地

記号	採用予定庁	採用予定人員	試験地	申込先の高等裁判所
ア	札幌地方裁判所	1名程度	札幌市	札幌高等裁判所
イ	仙台高等裁判所	いずれかの庁 で1名程度	仙台市	仙台高等裁判所
	仙台地方裁判所			
ウ	最高裁判所	3名程度	東京都	東京高等裁判所
エ	東京高等裁判所	左記の庁で 合計8名程度		
	東京地方裁判所			
	東京家庭裁判所			
オ	横浜地方裁判所			
カ	さいたま地方裁判所			
キ	千葉地方裁判所			
	千葉家庭裁判所			
ク	名古屋高等裁判所	左記の庁で 合計2名程度	名古屋市	名古屋高等裁判所
	名古屋地方裁判所			
	名古屋家庭裁判所			
ケ	大阪地方裁判所	左記の庁で 合計6名程度	大阪市	大阪高等裁判所
コ	大阪家庭裁判所			
サ	京都地方裁判所			
シ	神戸地方裁判所			
ス	広島家庭裁判所	2名程度	広島市	広島高等裁判所
セ	高松高等裁判所	1名程度	高松市	高松高等裁判所
ソ	福岡高等裁判所	左記の庁で 合計3名程度	福岡市	福岡高等裁判所
	福岡地方裁判所			
	福岡家庭裁判所			

- (注) 1 最高裁判所の勤務地には裁判所職員総合研修所(和光市)も含まれます。
- 2 勤務を希望する採用予定庁によって、第1次選考及び第2次選考の試験地が決まります。
- 3 受験申込後に試験地を変更することはできません。
- 4 受験申込先の住所及び連絡先等については、4頁を参照してください。

## 第5 受験申込先となる高等裁判所及び試験地

申込先	郵便番号・所在地・電話番号・FAX番号	試験地
札幌高等裁判所 事務局人事課	郵便番号 060-0042 所在地 札幌市中央区大通西11 電話番号 011-290-2318 FAX番号 011-231-8089	札幌市
仙台高等裁判所 事務局人事課	郵便番号 980-8638 所在地 仙台市青葉区片平1-6-1 電話番号 022-745-6232 FAX番号 022-214-5632	仙台市
東京高等裁判所 事務局人事課	郵便番号 100-8933 所在地 東京都千代田区霞が関1-1-4 電話番号 03-3581-1467 FAX番号 03-3593-9577	東京都
名古屋高等裁判所 事務局人事課	郵便番号 460-8503 所在地 名古屋市中区三の丸1-4-1 電話番号 052-203-5725 FAX番号 052-212-0624	名古屋市
大阪高等裁判所 事務局人事課	郵便番号 530-8521 所在地 大阪市北区西天満2-1-10 電話番号 06-6316-2530 FAX番号 06-6361-0560	大阪市
広島高等裁判所 事務局人事課	郵便番号 730-0012 所在地 広島市中区上八丁堀2-43 電話番号 082-221-2428 FAX番号 082-211-0908	広島市
高松高等裁判所 事務局人事課	郵便番号 760-8586 所在地 高松市丸の内1-36 電話番号 087-851-1607 FAX番号 087-851-1614	高松市
福岡高等裁判所 事務局人事課	郵便番号 810-8608 所在地 福岡市中央区六本松4-2-4 電話番号 092-781-3712 FAX番号 092-716-0548	福岡市

※勤務を希望する採用予定庁ごとに申込みを行う裁判所が異なります。

## 第6 受験上の配慮

- 1 視覚障害（又は読字障害）のある方については、その障害の程度により、以下の方法による受験ができます。
  - (1) 点字による試験
    - パソコンによる音声読み上げを補助として併用できます。  
ただし、パソコンは、原則として持参していただきますが、使用できるパソコンに条件があります。
    - 点字による試験は、基礎能力試験の解答時間が2時間15分（通常の1.5倍）となりますが、作文試験の解答時間は、通常と同じ50分です。
  - (2) 試験時間の延長
    - 拡大文字による試験を併せることができます。
    - 良い方の眼の矯正視力が0.15以下の方及び視野狭窄等でこれに相当すると医学的観点から認められる方が対象となります。対象となるかどうかを受験申込後に診断書等で確認します。
    - 基礎能力試験の解答時間は1時間55分（通常の1.25倍）となりますが、作文試験の解答時間は、通常と同じ50分です。
  - (3) 拡大文字による試験
    - 拡大文字による試験において使用する試験問題集には、拡大率の異なる2種類（面積比で2倍と2.7倍）があります。
    - 通常の試験問題集の文字の大きさは10ポイントですが、拡大率が2倍の場合は、文字の大きさが14ポイント相当、2.7倍の場合は、文字の大きさが17ポイント相当となります。
- 2 聴覚障害のある方については、試験官の発言事項を書面で伝達することができます。
- 3 上肢機能障害等で筆記が困難な方については、作文試験においてパソコンによる解答ができます。ただし、パソコンは、原則として持参していただきますが、使用できるパソコンに条件があります。
- 4 その他受験の際に何らかの配慮を希望される方は、調査票に記入してください。ただし、内容によっては、試験の実施上、配慮できない場合もあります。
- 5 配慮を希望された方に対して行う具体的な配慮の内容については、事前に電話等で確認した上で検討し、受験票を発送する際に書面で通知します。

## 第7 申込手続等

### 1 受験申込の方法等

#### (1) 申込先

勤務を希望する採用予定庁を管轄する高等裁判所になります（3頁参照）。

#### (2) 申込方法

120円切手を貼った受験申込書と調査票を角形2号（A4サイズ）の封筒に入れ、封筒の表に「選考試験申込書在中」と朱書きしてください。必ず郵便局の窓口を持参し、簡易書留の手続を行ってください。

なお、郵便局で交付される「簡易書留郵便の受領証」は受験票が届くまで大切に保管してください。この受領証を保管していない場合や普通郵便等で郵送した場合の事故については責任を負いません。

(3) 7月12日（金）頃に受験票及び同控えを発送しますので、受験票が7月17日（水）までに届かない場合は、速やかに申込先に問い合わせてください。

(4) 受験票には、本人であることが明瞭に確認できる写真（3箇月以内に撮影した、脱帽・上半身・正面向きの縦4cm、横3cmのもので、裏面に受験番号及び氏名を記入したもの）をはがれないようしっかり貼り、第1次選考当日に必ず持参してください。

(5) 第1次選考当日、受験票は回収しますので、受験票の他に受験票控えを必ず持参してください。

(6) 受験申込後に住所等の変更がある場合には、受験申込みを行った高等裁判所に御連絡ください。

(7) 申込みに関する問合せ先は、勤務を希望する採用予定庁を管轄する高等裁判所（4頁に記載された裁判所）です。

### 2 受験申込書の記入要領

黒のボールペン等ではっきりと丁寧に記入してください（消せるボールペンは使用しないでください。）。間違えた場合には、二重線を引いて訂正してください。

#### (1) 記入年月日

提出する日を記入してください。

#### (2) 勤務を希望する採用予定庁

3頁の採用予定庁を参照の上、勤務を希望する採用予定庁の記号を記入して

ください。

**(3) 氏名欄**

氏名及びふりがなを記入してください。

**(4) 性別**

該当する性別欄にチェック（√）を入れてください。

**(5) 生年月日**

昭和又は平成のいずれかにチェック（√）を入れて、生年月日及び2019年4月1日時点の年齢を記入してください。

**(6) 現住所**

郵便番号を記入してください。現住所は、都道府県名を省略し、アパート名、部屋番号、同居先も記入してください。この住所は、受験票及び合格通知書の送付先等になりますので、正確に記入してください。

**(7) 連絡先**

受験者本人と確実に連絡の取れる電話番号（自宅・携帯）、FAX番号、電子メールアドレスのうち、一つ以上を記入してください。受験申込書に誤記や未記入がある場合、調査票の1～11に記入がある場合には、補正や確認を行うため連絡をすることがありますので、申込みをした日から6月21日（金）までの間（土・日曜日及び祝日等の休日を除く。）は、確実に連絡が取れるようにしてください。

メールアドレスは、連絡誤りを防ぐため、誤りやすい文字や数字等にルビを記入してください。

(例) <sup>オ</sup> <sup>ゼ</sup> <sup>コ</sup> <sup>デー</sup> <sup>いち</sup> <sup>エル</sup> <sup>アイ</sup> <sup>ビー</sup> <sup>ろく</sup> <sup>キュー</sup> <sup>きゅう</sup> <sup>ハイフン</sup> <sup>アンダーバー</sup>  
O O o D 1 ℓ I b 6 q 9 - \_

**(8) 手帳記載事項**

身体障害者手帳、指定医等の診断書等、療育手帳、児童相談所等が発行した知的障害者の判定書、精神障害者保健福祉手帳のいずれか一つに基づいて記入してください。複数に該当する場合であっても、一つのみとしてください。

○ 交付・再発行年月日は、最も新しい日付を記入してください。

○ 障害名は手帳等に記載がない場合は記入の必要はありません。

**(9) 最終学歴**

大学、短大・高専等の区分欄の①～⑤、卒、卒見等の履修状況欄の①～④のそれぞれ該当する箇所を○で囲んでください。

- 大学院の場合は、「大学」を選んでください。
- 短大に相当しない専修学校（③以外）の場合は、「その他」を選んでください。
- 中等教育学校は「高校等」を選んでください。
- 「卒見・修見」とは、来春卒業する又は修了する見込みのことをいいます。
- 来春以降も在学する場合は、「在学」欄に現在の学年を記入してください。

**(10) 切手欄**

受験票郵送料として、必ず120 円切手を1 枚貼ってください。

**(11) 調査票の記入要領**

該当する場合は、必ず記入してください。

- 受験申込方法のまとめ（チェックリストとしてもご利用ください。）

受付期間 申込手続	<p><b>5月7日（火）～5月24日（金）【5月24日消印有効】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 受験票発送用郵便切手120円貼付</li> <li><input type="checkbox"/> 封筒表面に「選考試験申込書在中」を朱書き</li> <li><input type="checkbox"/> 簡易書留で郵送（受領証保管）</li> </ul>
申込先	勤務を希望する採用予定庁を管轄する高等裁判所（4頁に記載された裁判所）
受験票	<p><b>受験票発送予定日 7月12日（金）頃</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 受験票受領 7月17日（水）までに届かない場合は速やかに申込先に問い合わせてください。</li> <li><input type="checkbox"/> 写真貼付 受験票には、本人であることが明瞭に確認できる写真（3箇月以内に撮影した、脱帽・上半身・正面向きの縦4cm、横3cmのもので、裏面に受験番号及び氏名を記入したもの）を貼付し、第1次選考当日に持参してください。 写真を忘れた場合や写真の写りが不鮮明で受験用として適当でない場合には、受験を認めません。 なお、受験票（控え）も第1次選考当日に持参してください。</li> </ul>



## 第8 受験上の注意事項

1 第1次選考日の携行品（チェックリストとしてもご利用ください。）

- (1)  受験票（3箇月以内に撮影した写真を貼ったもの）
- (2)  受験票（控え）
- (3)  HBの鉛筆又はシャープペンシル（基礎能力試験で使用します。）
- (4)  黒のペン又はボールペン（インクが容易に消せるものを除きます。作文試験で使用します。）
- (5)  プラスチック製消しゴム
- (6)  時計（時計機能だけのもの。）
- (7)  昼食

2 注意事項

- (1) 着席時刻から試験に関する注意事項の説明を開始しますので、必ず同時刻までに受付を済ませ、着席してください。試験問題等配布時刻（午前10時20分）に遅れた場合は、受験は認められません。
- (2) 試験場内では、試験官、試験係員及び施設関係者の指示に従ってください。
- (3) 試験室内では、携帯電話等の通信機器の使用はできません（試験中は電源を切ること。）。
- (4) 試験中は、受験票、時計（時間の確認にのみ使用し、タイマー、ストップウォッチ等の使用は認めません。）及び前記1(3)から(5)までの筆記用具以外のものは机上又は机の中に置かず、必ずかばん等の中にしまってください。
- (5) 試験中、通信機器を、衣類のポケットなど、かばん等の外に携帯していた場合及びかばん等から無断で取り出した場合は、その使用の有無にかかわらず、不正行為とみなし、失格者として扱いますので、注意してください。
- (6) 試験中にトイレに行く場合は、黙って手を挙げ、係員の指示に従ってください。
- (7) 欠席又は棄権した科目がある場合は、それ以降は受験できません。
- (8) 公共交通機関を利用することが困難で自家用車等で来場される場合は、調査票のその他の欄に記入してください。
- (9) 台風や地震等の災害が発生した場合の試験実施に関する情報については、裁判所ウェブサイト内の「障害者選考試験（裁判所事務官）」をご覧ください。  
([http://www.courts.go.jp/saiyo/jimukan\\_senkou/index.html](http://www.courts.go.jp/saiyo/jimukan_senkou/index.html))

- (10) 介助のための付添人の方は、解答時間中に試験室に入ることはできません。  
別室で待機していただきます。

## 第9 合格者発表

- 1 第1次選考の通過者及び最終合格者には、それぞれ通知書を送付します。  
各発表日から2日経っても通知書が届かない場合は、受験申込みを行った高等裁判所に問い合わせてください（問合せ先は、4頁の受験申込みに関する問合せ先と同じ。）。
- 2 第1次試験の通過者及び最終合格者の受験番号は、各発表日の午前10時頃に各高等裁判所で発表するほか、裁判所ウェブサイト内の「障害者選考試験（裁判所事務官）」にも掲載します。  
([http://www.courts.go.jp/saiyo/jimukan\\_senkou/index.html](http://www.courts.go.jp/saiyo/jimukan_senkou/index.html))
- 3 裁判所では、有料で試験の合否の連絡を請け負うことは一切行っておりません。

## 第10 合格後の予定

最終合格者は裁判所事務官として採用されます。

採用日は原則として2019年10月1日までにになります。

本人の希望等を考慮の上、2019年10月2日以降の採用もあります。

## 第11 職務内容等

- 1 裁判所の組織は、大別すると、裁判部門と司法行政部門に分けられます。裁判部門では、各種の事件を裁判官が審理・裁判しますが、その裁判を支える職種として、裁判所書記官、家庭裁判所調査官、裁判所事務官等が置かれています。司法行政部門では、事務局（総務課、人事課、会計課等）が設置され、裁判事務の合理的・効率的な運用を図るため、人や設備などの面で裁判部門を支援する職務を裁判所事務官等が行っています。
- 2 裁判所事務官に採用されると、各裁判所の裁判部や事務局に配置され、裁判部では裁判所書記官のもとで各種裁判事務に従事し、事務局では総務課、人事課、会計課等において司法行政事務全般に従事します。

## 第12 給与

1 採用当初の額は148,600円（行政職俸給表（一）1級5号俸）で、採用前の経歴に応じて増額されます。例えば、高等学校卒業後、30歳で採用された場合は、16.4万円～21.9万円です（行政職俸給表（一）1級）。

（注）上記の額は、2019（平成31）年4月1日に採用された場合の額（2019年4月1日現在の「一般職の職員の給与に関する法律」の規定による。）です。

2 このほか次のような諸手当が支給されます。

- (1) 扶養手当：配偶者月額6,500円等
- (2) 地域手当：民間賃金水準の高い地域に勤務する者等に、最高で俸給等の20%（東京都特別区の場合）
- (3) 住居手当：賃貸のアパート等に住み、家賃を支払っている者等に、月額最高27,000円
- (4) 通勤手当：交通機関を利用している者等に、定期券相当額（1箇月当たり最高55,000円）等
- (5) 期末手当・勤勉手当：1年間に俸給等の約4.45月分

## 第13 勤務時間・休暇

勤務時間は、原則として1日7時間45分で、土・日曜日及び祝日等の休日は休みです。

休暇には、年次休暇（年20日（10月1日採用の場合、採用の年は5日）。残日数は20日を限度として翌年に繰越し）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季・結婚・出産・忌引・ボランティア等）、介護休暇等があります。

また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の両立）支援制度として、育児休業制度等があります。

## 第14 個人情報の管理について

学歴等の事項は、試験結果の分析、今後の効率的な募集活動に資する等のために用いるものであり、試験の結果に影響を与えるものではありません。

なお、受験申込み及び試験により取得した個人情報は、適正に管理します。

また、第2次選考の実施後、氏名、連絡先など採用内定等の手続に必要と認められる情報については、個人情報の保護に十分留意した上で、採用予定庁に提供します。